

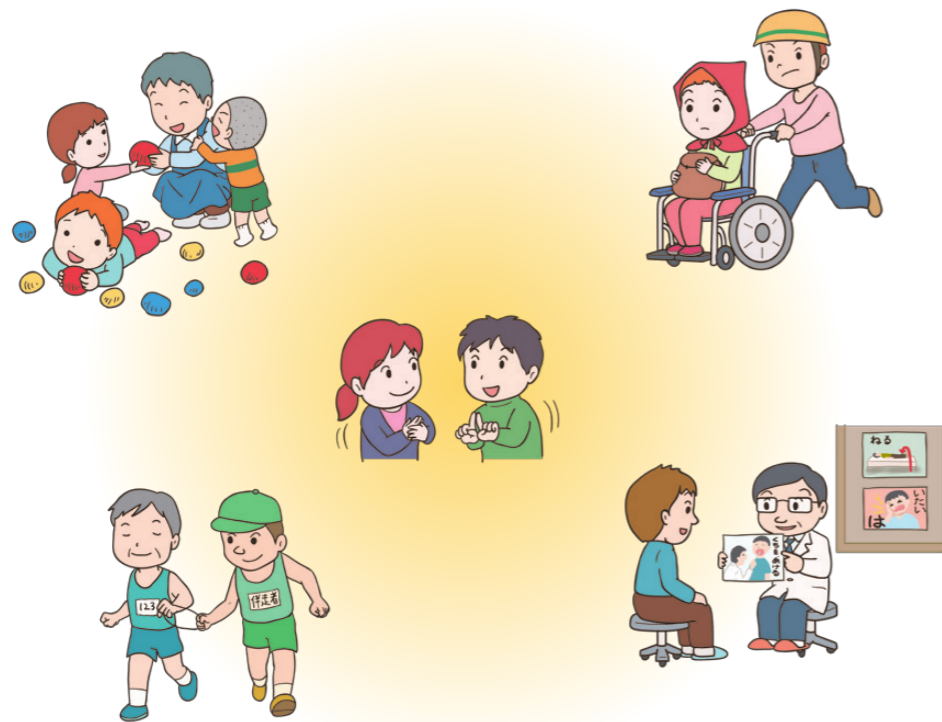
## 相談支援事業所一覧

おおい町の方が利用できる相談支援事業所を紹介します。

相談支援事業所では、相談から福祉サービスの利用等へつなげるお手伝いをします。

- ・障害福祉サービス等の利用に必要な「サービス等利用計画」の作成(計画相談支援)
- ・その他、障害に関する一般的な相談・支援(基本相談支援)

事業所名	所在地	電話番号
若狭つくし会相談支援事業所	小浜市南川町8-1-2	0770-53-1286
友愛会相談支援センター	小浜市深谷10-1-1	0770-58-0870
ホットラインサポートセンターつみき	小浜市後瀬町13-1-11	0770-52-0836
相談支援センター若狭ねっと	若狭町市場21-8-7	0770-62-0025

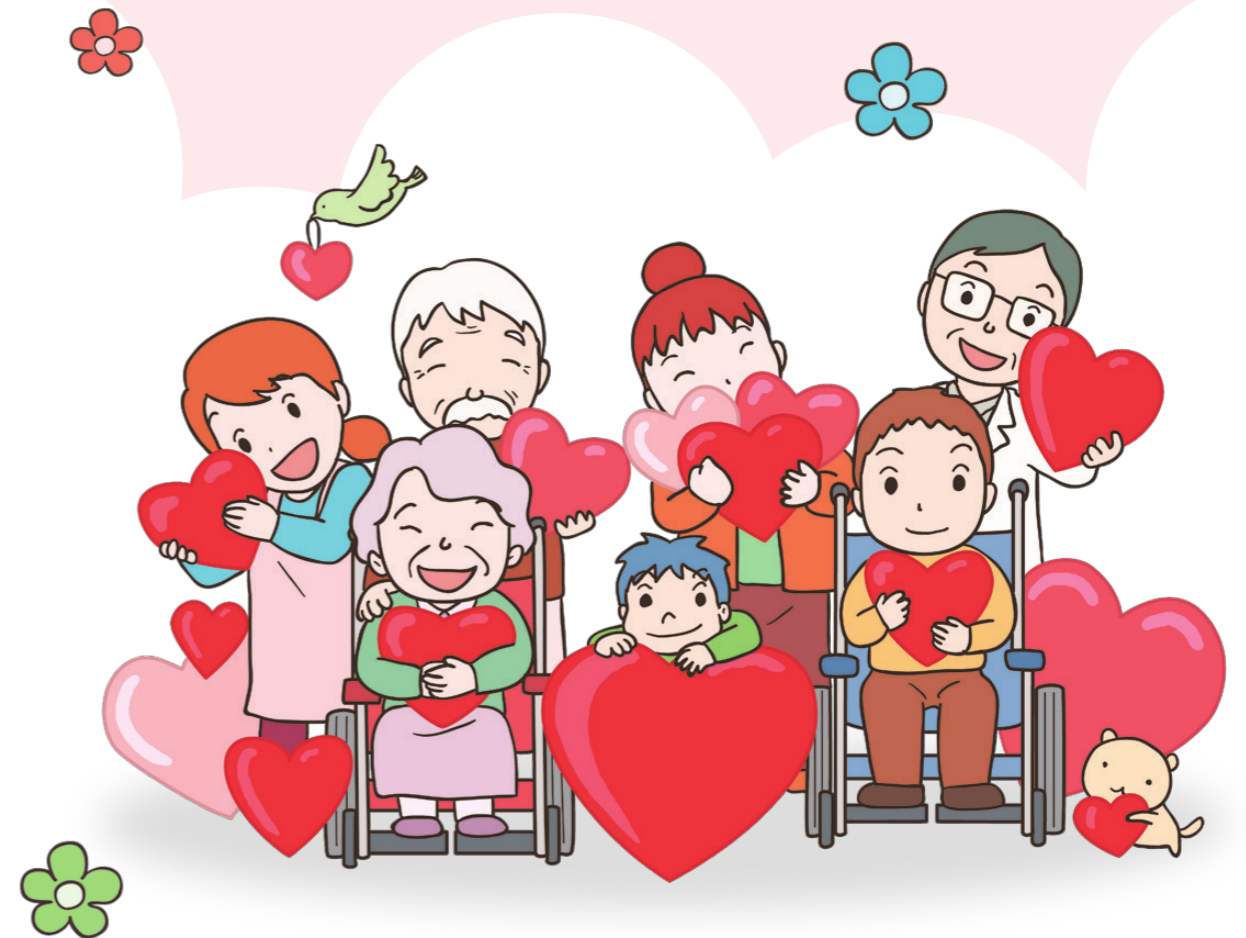


第2次おおい町障害者基本計画  
第5期障害福祉計画  
第1期障害児福祉計画 《概要版》

発行年月:平成30(2018)年3月 発行:おおい町 介護福祉課  
〒919-2111 大飯郡おおい町本郷92-51-1  
保健福祉センターなごみ内  
TEL:0770-77-2760 FAX:0770-77-3377

## 概要版

# 第2次おおい町障害者基本計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画



平成30(2018)年3月  
おおい町



## 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、平成23年に「障害者基本法」の大幅な改正をはじめ、法の整備・改正が行われており、障害者支援に関する制度や施策の考え方は、近年大きく変化しています。平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、共生社会の実現に向けた取り組みが、より一層推進されているところです。

おおい町では平成19年3月に「おおい町障害者基本計画・障害福祉計画」を策定し、その後も、3年を1期に障害福祉計画の改定を行い、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保をはじめとして、地域での暮らしの支援に努めてきました。

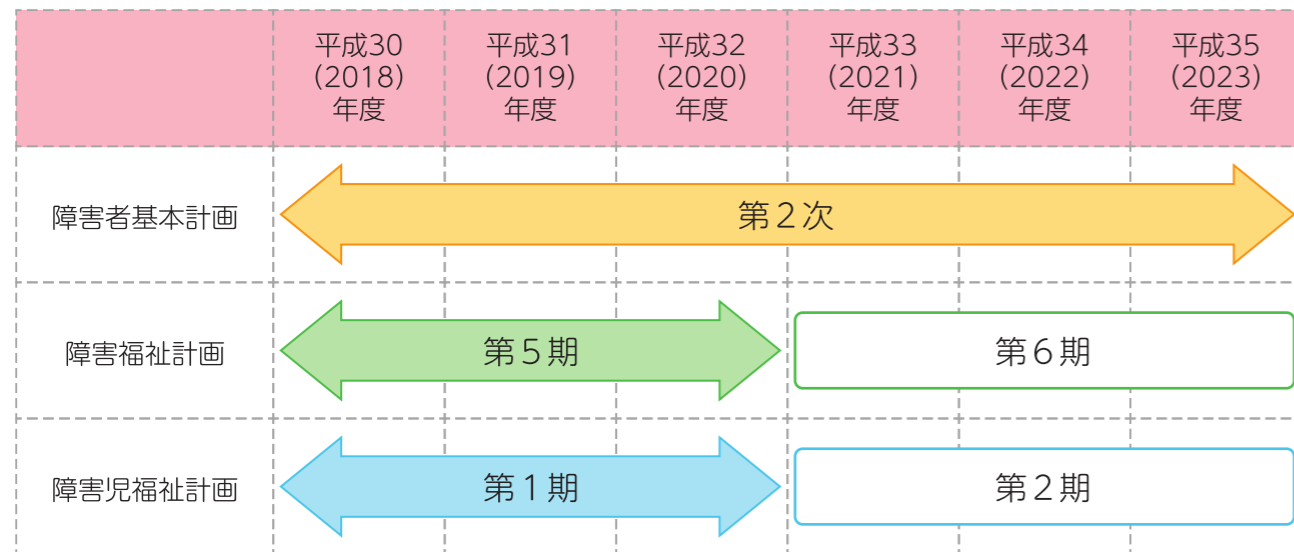
このたび、「おおい町第4期障害福祉計画」の目標達成状況や、障害者福祉施策の取り組み状況の評価に基づいた施策の見直しを行い、「第2次おおい町障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を一体的な計画として策定しました。

## 関連計画との関係

本計画は、「第2次おおい町総合計画」を上位計画とし、おおい町の他の関連計画(「おおい町地域福祉計画」「おおい町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」「おおい町子ども・子育て支援事業計画」)との整合性を踏まえ、それぞれの取り組みを推進していきます。

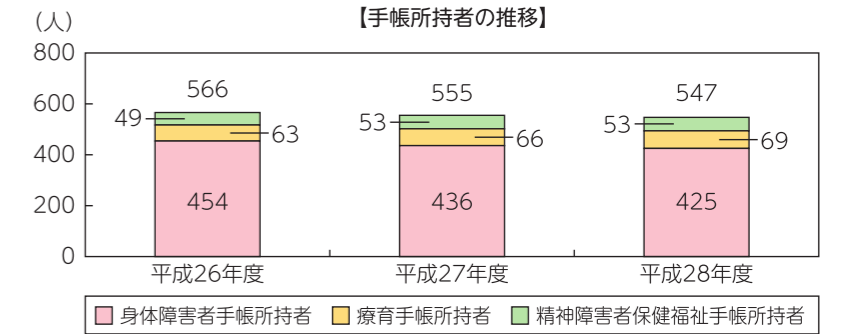
## 計画の期間

「第2次おおい町障害者基本計画」は平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6年間を1つの期間、「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」は平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間を1つの期間とします。



## 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。



資料:おおい町介護福祉課

## 基本理念

ともに生き、支えあい  
いきいきと安心して暮らせるまち  
おおい

障害のある人が住み慣れた地域の中で自立していきいきと暮らすことができるよう、住民同士のふれあい、学びあいを通して、人々がつながり、支えあい、生活を送るうえでの安心感を醸成することが大切です。本計画では、おおい町に住むすべての住民がつながり、支えあいながら、いきいきと安心して暮らせる共生のまちの実現を目指します。

## 基本目標

### 1 ともに支えあう共生のまち

住民が常に人権を尊重する心を持って、互いに理解を深めながらともに支えあい、助けあえるような環境づくりを進めます。

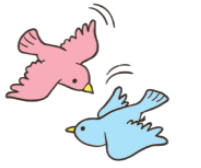
### 2 いきいきと自分らしさを発揮できるまち

一人ひとりの個性や特性に応じた療育・教育を推進するとともに、働くことは、経済的な自立や生きがいづくりにつながるため、就労環境の整備に取り組みます。また、スポーツや文化・芸術活動への参加を促進するとともに、障害のある人もない人もともに参加できる交流・ふれあいの場づくりを推進します。

### 3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

必要な時期に必要な保健・医療・福祉サービスが受けられる体制づくりを推進します。また、防犯対策や交通・移動対策、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組み、災害時等は障害のある人が速やかに必要な支援を受けることのできる体制整備を推進します。

# 障害者基本計画



## 1 ともに支えあう共生のまち

### (1) 理解と啓発の促進

町ホームページや広報、ポスター等を活用し、情報提供に努めるほか、住民や児童・生徒に対する福祉学習・教育を推進します。

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 福祉教育の推進

### (2) 差別解消及び権利擁護の推進

障害の特性や必要な配慮について、理解を深める取り組みを推進するとともに、権利擁護に関する取り組みの充実を図ります。

- ① 差別解消のための取り組みの推進
- ② 虐待防止のための取り組みの推進
- ③ 権利擁護の推進

## 2 いきいきと自分らしさを発揮できるまち

### (1) 療育・教育の推進

一人ひとりに応じた切れ目のない支援体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携し、子ども達の将来を見据えた療育・教育の取り組みを推進します。

- ① 保育・教育の充実
- ② 発達障害のある子どもへの支援
- ③ 障害のある子どもの未来に向けた支援の充実

### (2) 雇用・就労の推進

多様な就労の場の確保を支援するとともに、継続的な就労を支援する相談体制の強化に取り組みます。また、民間企業に対して障害者雇用の啓発を行い、雇用の拡大と就労の場の確保を推進します。

- ① 就労支援の充実
- ② 福祉施設での就労支援
- ③ 就労定着の促進と事業所の理解促進

### (3) 社会参加の促進

スポーツ活動や地域活動等への参加を促進するため、関連施設のバリアフリー化や情報提供の取り組みを充実するとともに、人材の確保・育成を推進します。

- ① スポーツの推進
- ② 文化・芸術活動の推進
- ③ 交流・ふれあいの場づくり

## 3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

### (1) 生活支援の充実

各種制度や障害福祉サービス等を周知し、利用促進を図るとともに、相談支援体制の強化と充実を図ります。

- ① 障害福祉サービスの提供体制の充実
- ② 相談支援体制の確保

### (2) 保健・医療の充実

健康づくりの取り組みを推進するとともに、必要な時期に必要な保健・医療・福祉サービスが受けられる体制づくりに取り組み、関係機関の連携体制の強化を図ります。

- ① 生涯を通じた健康づくり
- ② 障害に応じた保健・医療体制づくり
- ③ 総合的な保健・医療・福祉サービス

### (3) 生活環境の整備

道路等交通環境の整備や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、地域を挙げた防災・防犯対策の充実、地域福祉の推進等に取り組みます。

- ① みんなに優しいまちづくり
- ② 快適な住環境づくり
- ③ 自由に外出できる環境づくり
- ④ いつでも安心な地域づくり



# 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害福祉サービスや障害児福祉サービスの提供体制の確保や今後必要とされるサービス量を計画的に整備するためのものです。計画の最終年度となる平成32(2020)年度に向け、障害のある人の地域生活への移行や就労、障害のある子どもへの支援提供体制の整備等に関する以下のサービス・事業について数値目標を設定します。

## 1 障害福祉サービス

障害福祉サービスには、①訪問による在宅でのサービスや外出の支援を行う「訪問系サービス」、②入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行う「日中活動系サービス」、③入所施設等で住まいの場(夜間)におけるサービスを行う「居住系サービス」、④サービス等利用計画の策定や地域生活に移行する際の相談を行う「相談支援サービス」があります。

### ■訪問系サービス

- 居宅介護 ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援

### ■日中活動系サービス

- 生活介護 ●自立訓練(機能訓練/生活訓練) ●就労移行支援
- 就労継続支援A型 ●就労継続支援B型 ●就労定着支援
- 療養介護 ●短期入所

### ■居住系サービス

- 自立生活援助 ●共同生活援助(グループホーム) ●施設入所支援

### ■相談支援サービス

- 計画相談支援 ●地域移行支援 ●地域定着支援

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、上記の障害福祉サービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村及び都道府県が主体となって取り組む様々な事業の総称です。

### ■必須事業

- 理解促進研修・啓発事業 ●意思疎通支援事業 ●自発的活動支援事業
- 日常生活用具給付等事業 ●相談支援事業 ●手話奉仕員養成研修事業
- 成年後見制度利用支援事業 ●移動支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業 ●地域活動支援センター機能強化事業

### ■任意事業

- 日中一時支援事業

## 3 障害児福祉サービス

障害のある子どもを対象とした児童福祉法に基づくサービスです。

- 児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●障害児相談支援
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

## 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、おおい町のみならず、関係機関・団体との連携を図りつつ、計画の進捗状況の定期的な分析及び評価を実施し、必要に応じて計画や事業の見直し等を行う必要があります。

### 1 事業者・地域等との協働の推進

障害のある人の地域での生活をより充実したものにするためには、庁内の関係各課の連携に加え、国や県の関係機関、民間事業所、当事者団体、ボランティア団体等との連携が必要です。そのため、積極的な意見の交換や情報の共有を図るなど、協働の取り組みを進めます。

### 2 庁内体制の整備

本計画の内容は、保健・医療・福祉・教育・雇用・安全等の多様な分野にまたがるものであることから、障害のある人のニーズに応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、関係各課が連携し、総合的に取り組んでいきます。

また、若狭地区障害児・者自立支援協議会を活用するなど、計画の検証、必要に応じた見直し等を行い、計画の円滑な推進に取り組んでいきます。

### 3 計画の達成状況の点検及び評価

「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映することが重要です。

そのため、庁内関係各課や関係機関等との情報の共有を図るとともに、若狭地区障害児・者自立支援協議会等に随時意見を聴きながら、進捗状況や課題の把握等を行います。